

住宅性能評価業務規程別表（業務手数料）

別表

[共通事項]	1 評価料金の単位は円とし、 別途消費税及び地方消費税額を加算する。
	2 延床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内である兼用住宅に係る評価料金については、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第7及び別表第9においては、「戸建住宅」の区分欄に掲げる評価料金表を適用する。

別表第1【設計住宅性能評価料金】

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	100㎡未満	35,000
	100㎡以上 200㎡未満	42,000
	200㎡以上 500㎡未満	57,000
	500㎡以上	$P \times 20,000 + 57,000$
共同住宅等	500㎡未満	$55,000 + M \times 21,000$
	500㎡以上 1,000㎡未満	$70,000 + M \times 21,000$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$94,000 + M \times 21,000$
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	$150,000 + M \times 21,000$
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	$200,000 + M \times 21,000$
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	$270,000 + M \times 21,000$
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	$420,000 + M \times 21,000$
	50,000㎡以上	$870,000 + M \times 21,000$

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）

※ Mは評価対象住戸数

※ 戸建住宅において、長期優良住宅と併願の場合の評価料金の額は、12,000円とする。

※ 住宅の計画の変更を行う場合（当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合及びセンターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合に限る。）は、「床面積の合計欄」の床面積を2分の1として算定した額とする。

別表第2【建設住宅性能評価料金】

	床面積の合計	料金の額
戸建住宅	100㎡未満	68,000
	100㎡以上 200㎡未満	78,000
	200㎡以上 500㎡未満	96,000
	500㎡以上	$P \times 30,000 + 96,000$
共同住宅等	500㎡未満	$N \times 68,000 + M \times 19,000$
	500㎡以上 1,000㎡未満	$N \times 97,000 + M \times 19,000$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$N \times 120,000 + M \times 19,000$
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	$N \times 240,000 + M \times 19,000$
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	$N \times 400,000 + M \times 19,000$
	50,000㎡以上	$N \times 795,000 + M \times 19,000$

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）

※ Mは評価対象住戸数

※ Nは検査を行った回数

※ 住宅の建設工事の変更を行う場合（当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンターから受けている場合及びセンターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合に限る。）は、「床面積の合計欄」の床面積を2分の1として算定した額とする。

別表第3【建設住宅性能評価で室内空気中の化学物質濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額】

	測定を行う化学物質	料金の加算額
戸建住宅	ホルムアルデヒドのみ	41,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	61,000
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみ	$M \times 20,000 + 21,000$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	$M \times 40,000 + 21,000$
	音環境に関すること	$M \times 4,000$

※ Mは評価対象住戸数

別表第4【住宅型式性能認定を受けた住宅の評価料金の減額】

	床面積の合計	設計住宅性能評価の 料金から減ずる額	建設住宅性能評価の 料金から減ずる額
戸建 住宅	100㎡未満	2,000	3,000
	100㎡以上 200㎡未満	2,000	4,000
	200㎡以上 500㎡未満	3,000	5,000
	500㎡以上	$P \times 2,000 + 3,000$	$P \times 2,000 + 5,000$
共同 住宅等	500㎡未満	$3,000 + M \times 1,000$	$N \times 4,000 + M \times 1,000$
	500㎡以上 1,000㎡未満	$4,000 + M \times 1,000$	$N \times 5,000 + M \times 1,000$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$5,000 + M \times 1,000$	$N \times 6,000 + M \times 1,000$
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	$14,000 + M \times 1,000$	$N \times 12,000 + M \times 1,000$
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	$21,000 + M \times 1,000$	$N \times 20,000 + M \times 1,000$
	50,000㎡以上	$45,000 + M \times 1,000$	$N \times 40,000 + M \times 1,000$

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）

※ Mは評価対象住戸数

※ Nは検査を行った回数

別表第5【同タイプ住戸を含む共同住宅等の設計住宅性能評価料金の減額】

	設計住宅性能評価料金から減ずる額
共同 住宅等	$(M - M1) \times 16,000$

※ Mは同一プランを含む評価対象住戸数、M1はそのうち基本となるプランの住戸数

別表第6【同一プランによる複数住棟の同時申請の場合の設計住宅性能評価料金の減額】

	設計住宅性能評価料金から減ずる額
戸建 住宅	同一団地内において同一プランにより複数住棟を同時に申請する場合における、2棟目以降の住棟に係る設計住宅性能評価料金から減ずる額は申請一件につき以下のとおり（千円未満切り捨て）とする。 $Y \times 1 / 3$
共同 住宅等	

※ Yは別表1に定める1棟当たりの評価料金

別表第7【センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金の加算額】

	床面積の合計	料金の加算額
戸建 住宅	100㎡未満	10,000
	100㎡以上 200㎡未満	12,000
	200㎡以上 500㎡未満	19,000
	500㎡以上	$P \times 10,000 + 19,000$
共同 住宅等	500㎡未満	$28,000 + M \times 10,000$
	500㎡以上 1,000㎡未満	$34,000 + M \times 10,000$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$47,000 + M \times 10,000$
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	$130,000 + M \times 10,000$
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	$210,000 + M \times 10,000$
	50,000㎡以上	$430,000 + M \times 10,000$

※ Pは延床面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値（小数点第1位を切上）

※ Mは評価対象住戸数

別表第8【建設住宅性能評価料金の評価対象住宅の増加による加算額】

	建設住宅性能評価の料金に加算する額
共同 住宅等	26,000円

※ 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視または計測等を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1を減じたものに、上表の額を乗じたものを、別表第2に定める額に加算する。

別表第 9 【建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額】

	申請の取り下げを行った時期	当該申請料金に減ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第 1 回の現場審査の前日まで	0. 9 5
	第 1 回目の現場検査を実施した日から第 2 回目の現場検査の前日まで	0. 7 0
	第 2 回目の現場検査を実施した日から第 3 回目の現場検査の前日まで	0. 4 5
	第 3 回目の現場検査を実施した日から第 4 回目の現場検査の前日まで	0. 2 0
共同住宅等	建設住宅性能評価申請書をセンターが受理し、引受書を交付した日から第 1 回目の現場検査の前日まで	0. 9 5
	第 1 回目の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場検査を実施するまで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$ ※ J は申請の取り下げの日までに既 に実施した現場検査の回数とし、N は検査回数とする。

※ 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額は、上表左欄の申請の取り下げを行った時期に応じた上表右欄の率に当該申請料金を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。ただし、戸建住宅においては、第 4 回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅等においては、竣工時（最終回）の現場審査を実施した日以降は、料金を返還しない。

別表第 1 0 【住宅性能評価書の再交付料金】

戸建住宅・共同住宅等	申請 1 件につき、5,000円
------------	------------------

別表第 1 1 【規程第 2 8 条第 5 号に定める評価料金の減額】

	設計住宅性能評価の料金から減ずる額	
共同住宅等	$Y \times \alpha$	（千円未満は切り捨てる）

※ Y は、別表第 1 に定める 1 棟当たりの評価料金

※ α は、1 5 % の範囲内でセンターが定める減額率